

欧州共同体商標意匠庁、共同体商標・登録共同体意匠の
改訂ガイドライン（第2作業パッケージ）を採択

2014年7月3日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、共同体商標及び登録共同体意匠のガイドラインの第2作業パッケージについて、改訂草案作成作業、パブリック・コメント募集手続、同庁管理理事会での協議等を経て、OHIM 長官が、同ガイドラインの第2作業パッケージを採択するとともに、それらの改訂ガイドラインを8月1日に発効させる決定を6月13日に下した旨、7月1日に発行された OHIM の官報に掲載した。今般新たに採択された同ガイドラインの第2作業パッケージの内容も、同官報に掲載されている。

現在、OHIM での実務は、2012年に全面的に改訂された「商標実務に関するマニュアル（Manual on Trade Mark Practice）」及び「登録意匠実務に関するマニュアル（Manual on Registered Designs practice）」に反映されている。加えて、「共同体商標に関するガイドライン（Guideline on Community Trade Marks）」及び「共同体意匠に関するガイドライン（Guideline on Community designs）」も存在するものの、これらの最後の改訂はそれぞれ2007年及び2008年になされたままとなっている。

OHIM は、現在のこれらの「マニュアル」を、全 EU 公用語にて入手可能な新たな一式のガイドラインに刷新するための、新規の、公開された、毎年実施される循環的なプロセスを、2つに分割された「作業パッケージ」として導入。各作業パッケージにおいては、前年の判例を研究しつつ運用上のニーズ等を考慮し、第1作業パッケージについては毎年1月から12月まで、第2作業パッケージについては、毎年7月から6月まで、それぞれ12か月周期で改訂作業を行うこととした。

当該ガイドラインの第1作業パッケージは、昨年12月4日に採択され、2月1日に発効していた。

本ガイドラインの各作業パッケージは、それぞれ以下に示す各項目（項目名は日本語仮訳）を含むかたちで切り分けられて構成されている。

< 共同体商標 >

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 第1作業パッケージ（本年2月1日に発効済み） | 第2作業パッケージ（今般新たに採択・8月1日発行） |
| パート A：一般規則 | |
| セクション 3，手数料等の支払い | セクション 1，連絡手段 |

| | |
|---|---|
| セクション 5, 業としての代理 | セクション 2, 手続の一般的進行 |
| | セクション 4, 手続の言語 |
| | セクション 6, 決定の取消し, 登録簿への記入の取消し及び誤りの訂正 |
| | セクション 7, 修正 |
| | セクション 8, 回復 |
| | セクション 9, 延長 |
| パート B : 審査 | |
| セクション 2, 方式審査 | セクション 1, 手続 |
| セクション 4, 絶対的拒絶理由 (§ 7 (1) (a)~(e)) | セクション 3, 分類 |
| | セクション 4, 絶対的拒絶理由 (§ 7 (1) (f)~(k), (3)) |
| | セクション 4, 団体商標 |
| パート C : 異議 | |
| セクション 0, 序章 | セクション 3, 許可のないまま代理人により出願された商標 (§ 8 (3)) |
| セクション 1, 手続事項 | セクション 4, § 8 (4) の下での権利 |
| セクション 2, 識別性及び混同のおそれ (第 1~8 章) | セクション 5, 評判を獲得した商標 |
| セクション 6, 使用の証明 | |
| パート D : 取消し | |
| セクション 1, 手続の取消し | |
| セクション 2, 実体的条項 (不使用取消し, 不誠実を理由とする無効, 相対的拒絶理由に基づく無効) | セクション 2, 実体的条項 (§ 7 に係る無効, 一般名称化を理由とする取消し, 誤認させるものとなったことを理由とする取消し) |
| パート E : 登録簿の運用 | |
| セクション 2, 転換 | セクション 1, 登録における変更 |
| セクション 4, 更新 | セクション 3, 財産の対象としての共同体商標 (第 1~5 章) |
| セクション 5, ファイルの閲覧 | |
| セクション 6, 登録簿の他の記入 (第 1 章) | |
| | パート M : 国際商標 |

<登録共同体意匠>

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 第1作業パッケージ(本年2月1日に発効済み) | 第2作業パッケージ(今般新たに採択・8月1日発行) |
| 意匠無効出願の審査 | 登録共同体意匠の審査 |
| | 登録共同体意匠の更新 |

OHIMは、1月から3月にかけて、今般採択された本ガイドラインの第2作業パッケージについてパブリック・コメントを募集。当該ガイドラインの第2作業パッケージは、このパブリック・コメント募集の手続と5月のOHIMの管理理事会での協議を経て、2014年中頃にOHIM長官が採択し、8月1日に発効することが期待されていたところ、そのスケジュールどおりにガイドラインの改訂作業が実施されたこととなる。

これらの経緯やパブリック・コメントの結果及び本ガイドラインの第2作業パッケージの概要等については、OHIMが発行した「Alicante News 2014年6月号」において解説されている。

— 7月1日に発行されたOHIMの官報の関連部分(今般採択された本ガイドラインの第2作業パッケージの内容も掲載)は、以下参照 —

[OHIM, Decision No EX-14-1 OF THE PRESIDENT OF THE OFFICE of 13 June 2014 \(PDF\)](#)

— 今般のガイドライン改訂の経緯やパブリック・コメントの結果及び本ガイドラインの第2作業パッケージの概要等は、OHIM発行の「Alicante News 2014年6月号中の第5～16ページ参照 —

[“Community Trade Mark Guidelines Work Package 2 adopted”, “Registered Community Design Revision of the Guidelines on the Examination and Renewal of Community Registered Designs” \(PDF\)](#)

— 本年2月1日に発効したOHIMのガイドラインの第1作業パッケージは、以下参照。

—

[OHIM, Decision No EX-13-5 OF THE PRESIDENT OF THE OFFICE of 4 December 2013 \(PDF\)](#)

— OHIMのガイドライン(現行版であり、今般採択された改訂内容は追って補充される予定)を掲載したOHIMウェブサイトの該当ページは、以下参照。 —

[Current Trade Mark Practice](#)

[Current Designs Practice](#)

— 本ガイドライン草案の第2作業パッケージについてのパブリック・コメント募集に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照。 —

[欧州共同体商標意匠庁、共同体商標・登録共同体意匠のガイドライン草案についてパブリック・コメントを募集\(2014年1月16日\)\(PDF\)](#)

(以上)